

「勤王僧」再考

——戦前における研究状況を中心に——

高橋 秀 慧

1 はじめに

幕末日本において、「勤王の志士」と交わり、尊皇攘夷運動、倒幕運動に関与した仏教僧、いわゆる「勤王僧」がいたことが知られている。

ここで「いわゆる」と前置きしたのは、勤王僧という括りの意味や評価が、使用された時代によって、大きく異なっているからである。後述するように、戦前における勤王僧は、皇国史観の文脈の中で国家体制下における仏教の自己弁証のためのシンボル、報国の仏教者として「発見」され「認定」されていた存在であったが、戦後は柏原祐泉に代表される近代仏教史・思想史研究の文脈において、近世護法論の系譜から幕末維新时期（以下「当該期」という。）の対外的危機や尊皇論の影響を受けて現れた、護法・護国・防邪の三位一体観に基づく護法僧の一形態として捉えられている¹⁾。

戦後の研究では、上記の経緯を意識してか、「いわゆる」といった前置きを付して勤王僧に言及する場合があるが²⁾、そもそも勤王僧という存在が戦前の日本においてどのように発見され、認定されていたのかという経緯そのものについては、顧みられることは少ない。

また、広く当該期の宗教研究に目を向けてみた場合、従前は神道系・仏教系の新宗教（民衆宗教）や、廃仏毀釈の展開にのみ目が向けられがちで、反面仏教教団や僧侶の動向については、研究が立ち後れていることが指摘されていたが³⁾、近年、当該期における東西本願寺の政治的動向に関する研究⁴⁾や、近代仏教と近世仏教の架橋を意識した護法思想研究⁵⁾などの進展が見られ、仏教教団や僧侶が多様な形態で時代の変革に対応していったことが徐々に明

らかになっている。

立ち返って勤王僧研究はというと、一部の僧侶の思想や行動については比較的 research が進んでいるものの、史料上の制約も大きく、所属する教団との関係や、政治勢力及び地域社会等との関係性を踏まえ、勤王僧の多様な形態及びその行動が与えた明治以降の仏教への影響も含めて、その実態を総体的に把握する試みは未だ途上の段階にある。当該期を近世・近代の仏教を架橋する宗教史上重要な時期として捉える場合、勤王僧研究の進展は残された課題の一つといえる。

併せて、勤王僧研究の多くが、戦前に人物顕彰に重きを置いて出版された伝記類を主たる素材としている状況からしても、戦前における勤王僧像（近代日本における明治維新に対する歴史認識の変遷⁶⁾にも注意を払いつつ）を把握した上で、今後の研究を進めていくことが重要であると筆者は考える。

そこで本論は、明治維新以降、終戦までの時期を対象として、当該期に政治活動及び言論著述活動を行った僧侶が、勤王僧として認識されていく過程を、徳重浅吉と友松圓諦という2人の学者の言説を中心に参照しながら整理し、もって戦前・戦後の勤王僧研究の断絶の空隙を埋めることを主たる目的とする。

2 「護法僧」・「勤王の志士」と「勤王僧」

さて主たるテーマに入る前に、本章では勤王僧を包括する概念として「護法僧」と「勤王の志士」を取り上げ、先行研究を参照しながらその位置づけについて確認する。いずれも周知の内容を含むものではあるが、現在の研究史上における勤王僧の位置づけがもっぱら護法思想の方面を中心に進んでいることから、押さえておくべき事項であり、かつ戦前における勤王僧の思想に関する評価との比較という観点からも、確認を要するものと思われる。

(1) 護法僧

護法僧とは、字義どおり、仏教護持の論説（護法論）を主張する僧侶たち

のことである。護法論は儒者による仏教排斥の言説（排仏論）に対抗する形で近世初期からみられる言説であるが⁷⁾、近世一般には「いずれの教説がより適切に真理に到達できるか」ということが議論の中心になっていたという⁸⁾。但し、排仏論者は幕末に至るにつれ、国学者や経世家など様々な思想家に拡大していき、そこでは仏教の無用性が強調されていく。主たる批判内容は、仏教の出世間性（遁世性）が反社会的であるというもの、僧侶の非生産的生活や堂宇に巨額の費用を投じることの経済的不合理性、須弥山説等に代表される仏教的宇宙観に対する西洋科学の知識に基づく批判など多岐にわたっている。

中でも本論の関心に則して注目すべきは、後期水戸学における排仏論である。幕末の水戸藩主徳川斉昭は、僧侶について「『日本』に生まれながらも、外国の『夷狄の本尊』を拝み、『御国恩』に報いていない」存在であると強く批判したというが⁹⁾、こうした批判には、「僧侶として有用であることを証明しようとするならば、護国のために邪教キリスト教の流行を予防し、寺院の鐘を抛出して大砲製造に協力し、天皇統治の『国体』に尽くすことが求められる」といった尊皇・攘夷への仏教者なりの協力姿勢を求める意味があり、前田勉によれば、真宗の勤王僧月性の言説には、こうした批判・提案を積極的に受容し、護国・護法・防邪の三位一体思想に基づく行動を起こしたことが端的に読み取れるという¹⁰⁾。

ここではこれ以上立ち入ることはしないが、幕末の護法僧は、内から来る排仏論への対処として、キリスト教防禦に代表される仏法教化による外圧からの「護国」を、その有用性として強調した護法論を展開した存在としておきたい。

(2) 勤王の志士

一般に「志士」というと、日本の、それも幕末の志士をイメージすると思うが、この志士という語は元々中国に由来するという。『論語』には「子曰、志士仁人、無求生以害仁、有殺身以成仁」という一説があり、ここでいう志士とは、「仁徳を成すためには自らの命も惜しまない人物」といったような意味である。佐々木克によれば、この「志士仁人」は日本でも一般的に広く

使われてきた語で、志士のイメージの要素の一つとなっているというが¹¹⁾、佐々木はさらに幕末の志士像について、吉田松陰の「東北遊日記」を引用し「有志の志すなわち志士は、世の平穏な時でも、一旦の変のために書を読んで勉強し、国家経営の大計を策し、一旦変あらば身を捨てても国家を利するために行動する、そのような人間を志士と目していた」と評価している。平時は自己研鑽に努め、国家の危機に際しては、命を惜しまず行動を起こすということが、勤王の志士に求められる資質であるとひとまず考えておきたい。他に幕末の志士を指す表現として、「草莽」という語句もある。草莽とは、やはり中国由来の言葉で、『孟子』の一説から来る語であるが、その意味は「在野」ないし「民間」といった表現で用いられることがあるが、ここでは志士とほぼ同義と捉えてよいのではないかと筆者は考える。なお、高木俊輔によれば、幕末の草莽として想定されるのは主に豪農や脱藩藩士などであるという¹²⁾。つまり、仕官はしていない在野の存在ではあるものの、国家の危機には何らかの政治的行動を起こすような人物といえるだろう。

(3) 勤王僧の行動原理

以上、護法僧と勤王の志士がどのような存在と捉えられているかについて、先行研究を参照しながら確認した。こうした前提を踏まえると、勤王僧という存在は護法僧とも勤王の志士ともいえるような両方の要素を孕んでおり、総体ではなく、個別にその内面的な行動原理を解き明かさないう限り、その全容を掴むことが難しい。例えば前述の真宗僧月性は『護法意見封事』という護国的護法論を残しているし、吉田松陰、梅田雲浜ら安政期の尊攘派と交わって志士の活動も行っている、いわばハイブリッドタイプで、勤王僧の代表格といって差し支えない。一方でこの後見る清水寺の月照は、史実として志士的な周旋工作活動は行い、非業の死を遂げてはいるものの、明確に護法・護国的な言説を表明してはいないよう¹³⁾、その行動原理が果たして護法的かつ志士仁人の精神のみによるものであったのかについては疑義が生じるが、この問題は別途検討したい。

3 「勤王僧」という呼称について

(1) 勤王僧の用例

勤王僧という呼称が明治維新以降いつ頃から用いられるようになったのか、現時点で明確に述べることはできないが、管見の限り 1907（明治 40）年に発刊された『三重県史料』¹⁴⁾において鎌倉幕府の執権北条義時に対し謀反を企て獄死した僧安念が勤王僧として記されているのが最も早い用例である。この事件は、歴史的には「泉親衡の乱」という反北条氏の御家人による源頼家の遺児擁立の陰謀事件として知られているが、ここでは執権北条氏が反朝廷的な人物として描かれ、それに対比する形で安念には「勤王」という評価が下されている。また、翌年に出版されている『吉田松陰先生書牘』¹⁵⁾には「安芸の勤王僧黙霖」と、当該期に活動した真宗僧の宇都宮黙霖を示す記載が見られる。明治 40 年代においては、その意味するところが必ずしも一致しているか明確でないながらも、「勤王的な思想・行動をした僧侶」という程度の意味で、ある程度通用されていたと考えられ、今後さらに調べていく中で、更に古い用例が見つかると思われる。

(2) 月照の呼称をめぐって

次に、勤王僧の代表格として著名な人物である、清水寺成就院月照（1813-1858）の評価を巡る変遷について取り上げるが、その前にまずは彼の事蹟を簡単に紹介したい。月照は、幕末安政期に起こった二つの政争「將軍継嗣問題」（13 代將軍徳川家定の後継者をめぐる政争）及び「条約勅許問題」（日米修好通商条約締結に対する朝廷の許可を巡る政争）に、いずれも開明的とされる一橋派（近衛家・薩摩藩・水戸藩等）の間を周旋する協力者として関与していたが、対立する南紀派の彦根藩主・井伊直弼が幕府大老となった後、政争に敗れ、次期將軍は南紀派が推す徳川慶福（後の 14 代將軍徳川家茂）に決まり、日米修好通商条約は勅許無く締結された。その後、戊午の密勅降下という幕府への反逆ともとらえられかねない事件にも関与したため、幕府による関係者の大量処罰（安政の大獄）に連座し手配人となってしまふ。

月照は近衛家の要請により薩摩藩に保護されることになり、ともに周旋活動に携わった西郷隆盛とともに鹿児島へ向かう。ところが、一橋派の一角であった薩摩藩主の島津斉彬が急死し、藩の方針が転換したことから、月照を保護することができなくなり、追い詰められた月照は、西郷隆盛とともに入水自殺を遂げることとなる。彼の最期に関するエピソードは非常に著名であり、月照が勤王僧と称される所以ともいえるが、彼の事蹟に触れるのはこの程度としておく。

さて、表1は月照研究の第一人者で、仏教学者・大正大学教授を務めた友松圓諦（1895-1973）の著作『月照 人・思想・歴史』¹⁶⁾に所収された、月照関連文献のリストを参照し、筆者が出版年等を補足してまとめたものである。

表1を参照すると、月照が薩摩錦江湾に西郷隆盛と入水した1858（安政5）年からわずか4年後には、生野の変（尊攘派蜂起事件）の首謀者として知られる志士、平野国臣によって月照の事蹟に関する記述が著されている。この後、月照を主題とするものに加え、維新史全般を扱った著作に月照が登場する場合も含めると、明治初期から昭和戦前期にかけて月照を取り扱った書籍が息長く出版されていることがわかる。さらに月照関連の著作における彼のキャッチコピーに注目すると、明治初期にはおおむね「和尚」や「上人」など僧侶に対する単純な尊称が用いられており、変わったものでは「奇僧」というものもあるが、明治20年代後半になると、「維新の柱石」、「勤王名士」、「勤王烈士」等、「維新」や「勤王」といった語が多用され、僧形の勤王志士という意味合いが強調されていったようである。その後時代を下り、大正から昭和にかけては徐々に勤王僧という呼称も用いられるようになった。明治政府が幕末期における「勤王」の度合いを尺度として、贈位を通じた人物顕彰を行ってきたことは先行研究¹⁷⁾で明らかにされているが、その画期は1889（明治22）年の大日本帝国憲法発布以降とされており、月照もまた、1891（明治24）年に正四位の贈位を受けているため、この時期に勤王を強調した書名の出版が続いたことは、贈位の影響があったためであろうと推察される。

以上見てきたとおり、本章では月照を題材として、その事蹟の内実には変

わりがないものの、語られ方、呼称が明治から昭和にかけて単純な尊称、勤王志士、やがて勤王僧へと変化していったという大まかな流れを確認した。

4 徳重浅吉による勤王僧評

徳重浅吉（1893-1946）は、大谷大学教授を務めた歴史学者で、近代仏教史研究の泰斗、柏原祐泉の師に当たる人物である¹⁸⁾。その徳重の大著『維新政治宗教史研究』¹⁹⁾には、勤王僧に関する叙述が含まれており、管見の限り、研究者がまとまった形で勤王僧について論述した初例であると思われるので、ここで参照したい。

徳重は同書の第十一章「維新前後の佛教徒と日本精神」において、「日本精神」という語についての定義から叙述を始める。徳重が言う日本精神とは、「日本人の現実生活に於ける指導力としての思想・感情・意欲」のことであるという。また、この日本精神という言葉は本章が執筆された昭和9年当時において声高に叫ばれており、特に文化的・理想的意味が強く加えられて、日本精神とは「如何なるものなりやといふよりも如何にあるべきものなりや」という実践的要請を強く帯びたものになっていたという。

こうした前提を踏まえ、徳重は維新前後における日本精神の時代実践形態が「尊皇攘夷」であったと見なしており、しかもその内実を「討破攘（討幕・破佛・攘夷）」²⁰⁾の三つの思想が分かちがたい状況であったと評価している。ここで、徳重の見立てによる尊王攘夷論には排仏論が含まれているという点に留意して論を進めたい。

それでは、尊皇攘夷思想を日本精神として実践する時代であった幕末期において、仏教者は何をしていたのか、というのが同書第十一章における徳重の主題であるが、徳重の論調は仏教に対して極めて辛辣である。以下、徳重の言説を引用しつつ論じたい。

①佛教の朝廷及び幕府に於て措かれし関係が甚だ複雑であり、それに佛教そのもの、公武王覇の名分に關する考え方が鋭敏ならざること、乃至

は僧侶は争いなきを期する方外の徒であるとの建前等よりして、全體としては甚だ煮え切らざるものがあつた。否、之を明らかに言ふならば、江戸時代に於て在りし佛教の位置及びそれより流れ出でたる僧侶のイデオロギーにありては江戸政府を覇府とし將軍政治を國體の本義に悖るものとして否定するが如き思想は、現実に躍り出づべき形態を持つてゐなかつたのである。(中略)つまり佛法は、最も以て徳川氏の封建政治を裝飾する文化的支柱として有力な役割を演じてゐたというわけで、之は今更理論的に宗教の社会的性質を考へたり、歴史的に江戸幕府の宗教政策を調べたりしないで、端的に当時の法談講録の類を繙けば、直ちに了解せられることである(後略)

(『維新政治宗教史研究』pp.615-616。以下、引用の付番は筆者による。)

徳重は極めて批判的な立場で近世仏教を評価しているが、その論旨は、幕府によって保護され、それに甘んじた仏教からは、幕府の失政を、国體の本義に悖るものとして批判する言説など出るはずがないというものである。これは同世代の歴史学者、辻善之助のいわゆる近世仏教墮落史観にも通ずる見方であろう。徳重は上記に続いて真宗僧了祥の著作や月性が広島東照宮を詣でた際の漢詩を引用し、勤王僧とされる僧ですら、幕府を是認していたと述べている。以下、徳重の勤王僧評をさらに確認したい。

②「尤も中には世に勤王僧と謂わるゝものがあって、王覇の別を論じ、殊には尊攘運動の渦中に投じたものさへ出たが、それは全國何萬の僧侶中、前記月性及びその兄事せし江州高宮の覺成寺超然、京清水寺の月照、同信海、安藝の宇都宮黙霖、大覺寺の空萬、英彦山の政所坊以下數人、紀伊の北畠道龍等ほんの少數人に過ぎなかつた。だから先づ大觀した所、僧侶は最後まで幕府を是認してゐたようである。」

(『維新政治宗教史研究』p.617)

②では、前述のような近世仏教批判の中でも、ごく少数であるが、勤王の志ある僧侶、つまり勤王僧がいたことに触れている。その代表的人物として

は、前述の真宗僧月性や同志の超然、清水寺の月照及び実弟の信海、大覚寺家司の六物空万（安政の大獄で獄死）の名が挙がっている。

このような勤王僧が出現したとはいえ、やはり総体として仏教は幕府を是認していたと徳重は結論づけている。

なお、幕末期における仏教諸宗の動向について、総合的な幕府是認と少数の勤王僧の活躍という評価は、弟子の柏原祐泉にも大筋が引き継がれるが、谷川穰は西本願寺・興正寺の勤王的な動きと東本願寺の佐幕的な動きを対比しながら、明治以降の動向も視野に入れ研究を進展させている²¹⁾。とはいえ、他宗においては未だ動きが見えにくい状況となっており、この点は依然として課題となっていることを指摘しておきたい。最後に勤王僧道雅に対する徳重の評価を確認し、本章のまとめとしたい。

③その点では之も勤王僧と言はるゝ新義真言宗道雅阿闍梨の意見の如きは、よき参考となると思ふから、その一二を覗くと、封建論に於ては、徳川氏は天子を翊戴し、諸侯を統會し、朝覲時を以てし、不虞を警むるなど、創業の功勳烈々、桓文の覇にも媿ぢざるものがあつたが、中頃因循して、朝命に悖り不臣の罪を免れなかつた。然るに今度は將軍上洛して廢典を復興し、且つ諸侯を京師に會して嚮ふ所を知らしめたから、名義其正を得たわけで、三代の盛治にも比すべきものである。と言ひ、文久三年二月足利三代の木首を梟するものがあつたときには、尊氏等既に征夷の官に任じて政を執る。彼等激烈の士は何れの帝に請うて何れの賊を討つといふや。忠か賊か、その名くる所以を知らず。と做して居る。謂ふ所の勤王僧さへ此の如くであれば、一般僧侶は推して知るべく（後略）

（『維新政治宗教史研究』pp.617-618）

③において徳重は新義真言宗（智山方）の勤王僧である瀧谷寺道雅²²⁾の將軍上洛及び足利三代木像梟首事件²³⁾に対する評論を素材として、勤王僧、ひいては近世仏教の限界を批判的に指摘している。とはいえ、道雅の思想には水戸学的尊皇論の影響が見受けられ、大政委任論²⁴⁾を前提にしているか

ら、幕府を積極的に支持しているとはいえないまでも、三代将軍徳川家光以来となる徳川家茂の上洛や、それに伴う諸侯の上洛、また朝儀の復興等は幕府によって実践された尊皇的な行為であり、道雅としては評価すべきことであるというわけである。また、足利三代木像梟首事件についても、足利三代将軍は当時の朝廷から征夷大將軍に任じられているのであるから、賊とはいえず、梟首する理由がないと道雅は批判しているのであって、そもそもこの事件が起こった文久3年には尊攘激派による天誅と称する暗殺テロが頻発していたこともあり、粗暴な浪士が野蛮な事件を起こしたという単純な憤りもあったと考えられる。幕末の政局や思想の変遷が実証的に研究されている今日にあっては、徳重の持論こそ問題があるように感じるが、同書が執筆された時代背景を踏まえれば、文久年間の尊攘激派によるテロ事件を「尊皇攘夷の実践」として積極的に評価することが徳重の立場であったとしても仕方のないことである。

以上確認したところによると、同書が発表された昭和10年頃には、すでに勤王僧と呼ばれる僧侶がどういった僧侶達で、どういう思想を持っていたのか、どのようなことをしたのか、ということがある程度知られるようになっていたようである。徳重は、当該期の仏教教団及び僧侶について、幕藩体制下における仏教の存在形態に内在する問題から、幕末における日本精神の実践たる尊皇攘夷運動には与せず、総体的には幕府を是認する立場であったとマイナスの評価をしており、その中でも少数、尊皇攘夷運動を行った勤王僧について触れている。但し、それら勤王僧についても、徳重の価値基準によれば尊皇思想の実践の不徹底さを主な理由として消極的な評価が下されることとなった。

5 友松圓諦と「勤王僧考」

友松が1940（昭和15）年に『大正大学学報』で発表した「勤王僧考」²⁵⁾という論文がある。本誌は副題に「矢吹慶輝博士追悼號」と銘打たれているとおり、大正大学で教鞭を執っていた宗教学者で社会事業家としても知られ

る矢吹慶輝（1879-1939）が前年に亡くなったため、その追悼号として出版されたものである。この論文の冒頭で、友松が勤王僧をテーマに論文を執筆した動機が記されている。それによれば、矢吹が生前に所属する浄土宗の勤王僧琳瑞について調べていたことを認識しており、かつこの年の友松の講義で似たようなテーマを扱ったためであるという。この点について、三浦周によれば、1938（昭和13）年に大正大学内に設立された、皇道仏教研究所の採択研究として発表された論考であった可能性が指摘されており²⁶⁾、様々な理由が重なって勤王僧を取り上げるようになったようである。

いずれにせよ、本論における友松の主眼は、勤王僧概念の整理と分類、さらにいえば勤王僧の「発見」と「認定」にあった。以下、論考を引用しながら友松の論旨を確認していきたい。

④突如としてこゝに「勤王僧」といつたけれども、それは甚だ不明瞭な言葉である。厳密にこの言葉を吟味するならば、それは必ずしも日本の「勤王僧」ばかりでもなく、況んや近世、幕末明初の「勤王僧」をさゝねばならぬといふ筋道はない。正しい意味で「勤王僧」といふものを取扱ふならば、佛教僧尼にして、その隸属する国家の元首に忠勤ぬきんでたものをすべて網羅せねばならない。従つて、もしあるとすれば、印度にも、西藏西域支那朝鮮に於ても勤王の僧尼をさがし出さねばならない。（中略）日本佛教はその初傳以来皇室と深い御因縁を結び奉つてゐる。聖徳太子が自ら法衣をまといつて僧尼の風に準ぜられたといふ伝説に従うならば、おそれ多いこと乍ら、そのお一人としてかぞえることも出来やう。（「勤王僧考」p.237）

④は本論の前提に当たる部分である。友松は最終的には、勤王僧という用語の意味するところの限定化を図ろうとするが、冒頭において一旦その範囲を日本、東アジアからインドまで最大限に広げ、「隸属する國家の元首に忠勤ぬきんでたもの」と定義している。また時間軸も超えて、日本においては仏教伝来まで遡って認定すべき人物を特定しようと試みている。

⑤國學、國史學方面に關係せる契沖、澄月、湧蓮、海量（中略）など、この方面に相當の「勤王僧」と思はれる精神的要素をさぐり出すことが出来る。然し、いはゞこれらの廣義の「勤王僧」については、今こゝで取り扱ふ氣はない。今こゝに「勤王僧」みつているのは、親しく明治御一新の聖業に參じ、直接に、間接に、公私ひとへに王政の復古、明治の新政に盡力せる僧尼をさして言ふのである。

（「勤王僧考」p.238）

次に友松は、鶴飼徹定の『高僧敬神録』という書物を引用し、行基、良弁、定慧、泰澄、最澄、道勝、空海ほか 50 名ほどの著名な日本の仏教僧を列挙した後、両部神道や山王一実神道等の仏教系神道や、修験道、国学研究などの系統に属する僧侶はみな勤王僧の温床であるとした上で、⑤に引用したとおり、これらはいずれも「広義」の勤王僧であつて、本論では、当該期に「王政復古」、「明治の新政に盡力」した「狭義」の勤王僧について論述を進めたい旨を表明している。

そこで友松は「今日まで『勤王僧』と銘打って取扱つたのに自分の気づいたのは神根氏と田中伯であるから」として、神根哲生『明治維新の勤王僧』と田中光顕が収集した志士の遺墨目録である『維新志士遺墨目録』に依拠して幕末期の勤王僧を一人一人認定していく。

なお、神根哲生は、東京帝国大学宗教学専攻の出身で、浄土真宗本願寺派の僧籍を持つ仏教文学者であり、田中光顕は土佐出身の志士、政治家で、明治期には宮内大臣として多数の維新志士の顕彰や遺墨収集に関与した人物である。

友松は、神根の著作と田中が収集した遺墨の目録で挙げられている勤王僧の差異を分析しているが、その差異について『明治維新の勤王僧』では、「眞宗に重點を置きすぎた観」があるとし、一方で遺墨目録では、人物を基準とせず、遺墨に拠つたために、勤王僧としての選び方に妥当性があるのかどうかを疑問視している。また、神根が検討した勤王僧の定義²⁷⁾についても、「純研究の著作でない以上、かうした勤王僧の特色の列挙法について、その不整備をとがめるのは失禮ではあるが、この特色づけには再考の餘地があるもの

がある」と指摘している。

ともかく、これらの文献を参照して友松が指摘したところの勤王僧を表2にまとめた。一見して徳重の指摘より遙かに多くの勤王僧が認定されていることが分かるが、その選定基準について、友松の論旨は不明瞭である。

⑥私が勤王僧に手をつけてからは、まだほんの短い年月ではあるが、今日ではまだ発表するほどには至つてゐないが、相當の數に及んでゐる。尊皇思想と排佛運動とが不離の因果関係でも持つてゐるやうに思はれてゐるのは大きな誤解であつて、勤王地帯であり、排佛論の盛んな水戸藩からかなり多くの勤王僧を出してゐる（中略）私は水戸藩内にかなり多くの勤王僧を發見した。それが大部分、智豊兩派に今日は属してゐるところの真言宗の寺僧であることに興味を覚えているのである。

（「勤王僧考」 pp.239-240）

ここで友松が意識しているのは、先に見た徳重の勤王僧評であると思われる。つまり、排仏と尊皇が不離の因果関係であるとの見立てで、近世仏教や勤王僧の限界を指摘した徳重に対し、その認識は誤っており、勤王地帯であり、排佛論が盛んな水戸藩からも勤王僧が多数輩出されている。しかもそれが真宗ではなく真言系の僧侶であるというのである。但し、事例として挙げられているのが水戸の真言僧良哉こと、佐久良東雄とその師康哉のみであり、かなり多くとは誰のことで何人いたのか、これも果たしてどの程度の確証を持っていたのかは不明である。

⑦「勤王僧」は決して西本願寺派に大半を出しているといふ、一概の議論は今日なほ成立しないこと、宗旨の佐幕性にも拘わらず、よくその派内から尊皇の志士を出しうることを注意したいのである。また、その地理的分布についても、必ずしも防長の二州とみるべきではなく、かなり全般に輩出したようである。

（「勤王僧考」 p.242）

⑦にあるように、友松からは、とにかく広範に勤王僧を発見し、認定していきたいという意欲が見える。それは真宗本願寺派（西本願寺）に対抗する何らかの意識が作用してのことなのか、本当に学問的裏付けがあるものなのかは定かではないが、いずれにせよ、友松は徳重とは対照的に、勤王僧を肯定的に評価し、より多くの勤王僧を発見することに積極的であり、かつ浄土真宗以外の宗派に勤王僧を求めていることが特徴的である。

さて、「勤王僧考」から年を下ること2年、戦時中の1942（昭和17）年に発行された『真言宗報国運動実施要綱』²⁸⁾における記述が、友松が広範な勤王僧を発見し認定した目的を示唆している。

⑧いま幕末明治にかけての勤王僧の研究をしてみられる友松圓諦師の言に依れば、佛教勤王僧中真言宗第一位との事です、これは私共にとつて欣快とするところであります。（『真言宗報国運動実施要項』P.16）

冒頭で、戦前における勤王僧は皇国史観の文脈の中で、国家体制下における仏教の自己弁証のためのシンボルとして「発見」され、「認定」されていた存在であると述べたが、ここでの友松と真言宗戦時事務局とのやりとりは、端的に勤王僧認定の効用を示している。

6 まとめ

最後に本論第二章で見た戦後の研究史上における護法僧・勤王の志士の定義と徳重・友松の言説を比較してみたい。まず徳重の言説をみると、幕末における尊攘論には排仏論が含まれていたこと、近世の仏教は幕府に保護され、批判能力が失われていたとすること、またごく少数ながらいた勤王僧と呼ばれる僧侶達も「推して知るべし」程度の思想であったと評価するなど、当該期の仏教のあり方を極めて批判的に論じている。仏教及び僧侶に有用性を求めるまでではないにせよ、これはともすれば排仏論を振りかざす幕末の尊攘派のそれと類似するところがあるとも感じられる。

友松の勤王僧論は、「王政復古」、「明治の新政に盡力」した僧侶という極めて抽象的な定義に基づくもので、明らかに勤王僧候補者を数多く発見・認定することに重きが置かれている。こうした友松の姿勢は、当該研究の目的が、対外戦争という未曾有の国難に対して仏教が積極的にその有用性を示す、昭和の護法・護国論ともいうべきものであったのではないだろうか。

やや筆が滑っているが、歴史学者・徳重浅吉と仏教学者・友松圓諦、異なる立場である二者の勤王僧観を見てみると、幕末における尊攘論者と護法僧の応酬を見ているような感がある。そのように見える背景には、やはり万世一系の天皇に帰一する国家体制下における、国家に対する有用性という価値基準が根深く存在していることを意識してしまう。

一方で、勤王の志士という定義は抽象度が高いため、徳重・友松の論と重なる部分もあると思われるが、前述したように、僧籍をもちながら幕末の政治・言論運動に身を投じていった人物の行動原理が、全く護法思想に依拠したものなのかどうかは、社会関係等を考慮に入れながら、個別研究の進展を踏まえて検討していくべきと思われる。

以上、明治から昭和終戦までの期間における勤王僧の研究史を大まかではあるが、時系列で確認してきた。その結果をまとめると、次の点が指摘できる。明治の終わり頃から勤王僧という用語が用いられるようになり、次いで大正から昭和にかけて、勤王僧が認定され、批判も含めた評価がなされるようになる。また、その範囲が一気に拡大したのは、昭和 14、15 年頃と推測でき、その目的は仏教徒の戦意高揚及び仏教の有用性の誇示にあったと推察される。

表1 戦前に著された月照に関連する書物類（友松圓諦『月照』史料編から抽出）

発刊（著述）年	著者・出版者	書名
1862（文久2）年	平野国臣	盡忘録
不明		西海波間記
1868（慶応4）年	青雲閣兼文	殉難前草
1869（明治2）年	馬場文英	殉難拾遺
	城兼文	有節録（和歌集）
	未詳	興風後集（和歌集）
	未詳	振気篇（和歌集）
1876（明治9）年	小笠原勝修	続愛国偉績
	佐治次太郎	
	佐田白芽	名誉新誌月照伝
1877（明治10）年頃	園部忍慶	成就院忍向履歴
1879（明治12）年	小河一敏	明カラス
不明	海江田信義	忍向和尚始末書※1
1884（明治17）年	西村三郎	進古慷慨家列伝 月照師ノ伝※2
	宮内庁	殉難録稿
1893（明治26）年	未詳	僧月照伝
	馬場六郎	維新柱石 僧月照伝
1895（明治28）年	西村天囚	勤王名士 僧月照
1906（明治39）年	萩原太郎	勤王烈士伝
1907（明治40）年	磯谷勝二郎	月照上人略伝
1911（明治44）年	伊藤痴遊	西郷南洲外篇 僧月照
	民友社	維新志士正気集
1912（大正元）年	野田豊美	幕末哀史 南州月照投海録
1914（大正3）年	福家惣衛	讃岐人物伝
1915（大正4）年	西村天囚	高野勤王僧
1923（大正12）年	中村徳五郎	西郷南洲と僧月照
1927（昭和2）年	春山育次郎	月照物語
1936（昭和11年）	神根哲生	明治維新の勤王僧
1942（昭和17）年	織田作之助	月照
	丹潔	勤王僧月照

※1 年代不明であるが、原著の記載順に拠る。

※2 『近古慷慨家列伝』の誤りか。

※3 原著に発行年の記載ないものは国立国会図書館サーチ
<http://iss.ndl.go.jp/> から書誌情報を参照した。

42 本論で取り扱った論文等で列挙される主な帝王の「帝王号」

発行年	書名	執筆者	真宗 (西)	真宗 (東)	真宗 (高田)	浄土宗	真澄宗 (古義)	真言宗 (新義)	天台宗	曹洞宗	臨済宗	日蓮宗	その他	宗派不明
1935	『維新政治宗教史研究』	徳重寛吉	月性、超然、道龍、繁霖、懿然				空万	道雅					月照、信稱、英彦山政首坊	
1936	『明治維新の帝王号』	神林哲生	月性、超然、繁霖、康如、懿然、見東、信瑞、龍騰、禮藏	理準、秀代、照仙、大夢	湛空	太田垣蓮月尼	良基		慈然、嚴海	野村望東尼	天章、栴庵		月照、信海	
1940	『帝王号考』 『大正大学報』	友松圓諦	月性、繁霖、懿然、正如、懿如、明如、龍騰、明明、龍龍	理準、秀代、大夢		柳福、祐五、太田垣蓮月尼	良基	道雅、良哉、智勝、壽孝	慈然、嚴海	照仙、物外不遷、龍康、野村望東尼	龍藏、栴庵、天章、龍堂、竹院			赤流、清雪、龍騰

註

- 1) [柏原 1990]
- 2) [柏原 1990 p.5] 及び [谷川 2011 p.21] では、「いわゆる「勤王僧」
と前置きが付されており、これは戦前の認識を意識した用例と思われる。
また、[桐原・オリオン 2012 pp.63-64] では勤王僧月性を指して、「護
法僧」の語を用いているが、これは勤王僧という概念を避け、幕末の仏
教界における代表的護法論者として月性を捉えることを意識した用例と
思われる。
- 3) [桐原・オリオン 2012 p.64]
- 4) [岩田 2011]、[谷川 2016]
- 5) [桐原・オリオン 2012、2014]、[岩田 2012]
- 6) [海原 2003]、[高木博志 2005]、[成田 2012] 等。
- 7) [前田 2010]、[西村 2010]
- 8) [桐原・オリオン 2012 p.65]
- 9) [前田 2010 p.174]
- 10) [前田 2010 p.175] ここでの前田の論旨は、仏教は反社会的な教えで
あり、そうでないというならば有用性を証明せよ、と迫る排仏論の文
脈の中に、実は仏教が持つ平等思想（無差別の思想）を見いだす事が
できうるというものである。
- 11) [佐々木 2000 p.141]
- 12) [高木俊輔 1976 pp.6-7]
- 13) 柏原は、近衛忠熙が月照・信海兄弟に宛てた手紙の叙述を以て月照の勤
王思想を推定しているが、厳密には月照の思想を直接的に示すものでは
ない。一方で飛鳥井、友松は月照が住した清水寺成就院の史料を参照し
た上で、①清水寺が中世以来奈良一乗院門跡（1853年に近衛忠熙の子
が門跡として入寺）の末寺であったこと、②当時の清水寺が山内の内紛
など問題を抱えており、近衛家の支援を期待したこと、③近衛家を歌道
の師として尊敬していたこと等の諸事情が、月照が周旋活動に身を投じ
ていくことに影響を与えたと指摘しており、筆者もこの指摘に妥当性を
感じる。[柏原 1990 p.6]、[友松 1975 p.400]、[飛鳥井 1997 pp.382-

- 400]
- 14) [小野 1907] 三重県松阪市の天然寺に安念の碑が建立されており、1906（明治 39）年に明治天皇が伊勢神宮を参拝した際に、天然寺に勅使を遣わしたと記載がある。
 - 15) [秋元 1908]
 - 16) [友松 1975]
 - 17) [及川 2010]、[高田 2010、2012]、[石川 2015]
 - 18) [引野 2016]
 - 19) [徳重 1935]
 - 20) 徳重は同書において「排仏」・「破仏」・「廢仏」を同義的に使用している。
 - 21) [谷川 2016]
 - 22) 道雅は越前瀧谷寺の勤王僧として知られ、梅田雲浜や梁川星巖と思想的交流があった。また、水戸天狗党の武田耕雲齋に共鳴するところがあり、天狗党の処刑を悼んで体調を崩し、1865 年に没した。
 - 23) 1863（文久 3）年に起きた尊攘激派の天誅事件。徳川家茂の上洛に対する嫌がらせのため、尊攘派の志士が京都等持院にある足利歴代将軍の木像のうち、尊氏・義詮・義満の三代の首を抜き取り、三条河原にさらした。
 - 24) 日本国の統治権限は朝廷にあり、それを幕府に委任しているという考え方で、18 世紀後半に成立した幕府の統治を正当化する意味を持つ政治論。いわゆる「大政奉還」もこの発想が前提にある。
 - 25) [友松 1940]
 - 26) [三浦 2017]
 - 27) ①王政復古それのみを念願し、自らのために求むるところがなかったこと。②高齢者が多かったこと。③寺禄に関係ない本願寺に多くの勤王僧が出たこと。④環境不良の藩、宗派に出た勤王僧。⑤思想において志士よりも進んでいたこと。⑥武を練り、兵を率いて事に当たったこと。⑦詩文に長じ旅行家であったこと。以上の 7 点である。
 - 28) [真言宗戦時事務局 1942]

【参考文献】

- 飛鳥井雅道 1997 「月照の近衛家立入り」 清水寺史編纂委員会編『清水寺史第二巻』
- 秋元三郎輔 1908 「吉田松陰先生書牘」
- 小野茂吉 1907 『三重県史料』 三重県史料保存会
- 石川寛 2015 「近代贈位に関する基礎的研究」『年報近現代史研究』 7
- 岩田真美 2011 「幕末維新期の西本願寺と長州藩出身僧の動向——月性を中心に——」『龍谷教学』 46
- 2012 「近代移行期における真宗僧の自他認識——超然の排耶論を中心に——」『武蔵野大学仏教文化研究所紀要』 28
- 海原徹 2005 『月性—人間至る処青山あり—』 ミネルヴァ書房
- 2003 『吉田松陰』 ミネルヴァ書房
- 及川祥平 2010 「近代の贈位と人物顕彰をめぐる基礎的考察—新聞資料の分析から—」『地域社会・地方文化再編の実態』 成城大学民俗学研究所グローバル研究センター
- 大谷栄一・吉永進一・近藤俊太郎編 2016 『近代仏教スタディーズ』 法蔵館
- 柏原祐泉 1963 「近代仏教史・近代仏教の胎動」『講座近代仏教1』 法蔵館
- 1990 『日本仏教史・近代』 吉川弘文館
- 神根愨生 1936 『明治維新の勤王僧』
- 1937 「明治維新の勤王僧—その特質と発生の原因—」『日本宗教学会第四回大会紀要』 日本宗教学会
- 桐原健真、オリオン・クラウタウ 2012 「2011 年度大会パネルセッション 幕末維新期の護法思想・再考」『日本思想史学』 44
- 2015 「2014 年度大会パネルセッション 近代日本仏教の「前夜」——幕末維新期における護法論の射程——」『日本思想史学』 47
- 佐々木克 2000 『志士と官僚』 講談社（初出 1984）
- 真言宗戦時事務局 1942 『真言宗報国運動実施要綱』
- 高木俊輔 1976 『幕末の志士』 中央公論社
- 高木博志 2005 「「郷土愛」と「愛国心」をつなぐもの——近代における「旧藩」の顕彰——」『歴史評論』 659

- 高田祐介 2010「国家と地域の歴史意識形成過程——維新殉難者顕彰をめぐって——」『歴史学研究』865
- 2012「明治維新「志士」像の形成と歴史意識—明治二五・二六年靖国合祀・贈位・叙位遺漏者問題をめぐって——」『歴史学部論集』2
- 谷川穰 2011「明治維新と仏教」末木文美士編『新アジア仏教史 14』佼成出版社
- 2016「維新期の東西本願寺をめぐって」明治維新史学会編『講座明治維新 11 明治 維新と宗教・文化』有志社
- 徳重浅吉 1935『維新政治宗教史研究』目黒書店
- 友松圓諦 1940「勤王僧考」『大正大学学報 矢吹慶輝博士追悼号』30・31
- 1975『月照 人・思想・歴史』友松圓諦遺稿刊行会 音羽山清水寺
- 1988『月照』(人物叢書)吉川弘文館(初出 1961)
- 成田龍一 2012『近現代日本史と歴史学』中央公論社
- 西村玲 2010「教学の進展と仏教改革運動」末木文美士編『新アジア仏教史 13』佼成出版社
- 羽賀祥二 1994『明治維新と宗教』筑摩書房
- 藤田覚 2013『幕末の天皇』講談社(初出 1994年)
- 引野亨輔 2016「柏原祐泉」オリオン・クラウタウ編『戦後歴史学と日本仏教』法蔵館
- 前田勉 2010「仏教と江戸の諸思想」末木文美士編『新アジア仏教史 13』佼成出版社
- 三浦周 2017「「社会」と対峙する仏教学——戦時下における大正大学を中心に——」江島尚俊・三浦周・松野智章編『シリーズ大学と宗教Ⅱ戦時日本の大学と宗教』法蔵館
- 山田秋甫 1933『滝谷寺道雅』道雅上人遺徳顕彰会